

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日は、
現行の場合は、改定の場合は、後日)

目 次

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(交通政策課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関する事項

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十五万円 (現行
三十四万円) に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額

(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十万円を加算
した金額) 以下である者については、県民税の所得割を課さないものとするこ
ととした。 (新附則第五条関係)

二 法人事業税に関する事項

税率を次のとおり改めることとした。 (新第五十条、附則第十八条の二関係)

(一) 特別法人の税率

現 行	改 正	行 後
所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の六	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六	所得のうち年三百五十万円を超える金額及び清算所得の百分の八
所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の五・六	所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五	所得のうち年三百五十万円を超える金額の百分の八
所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の五・六	所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五	所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の六

(二) その他の法人の税率

現 行	改 正	行 後
所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の六	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六	所得のうち年三百五十万円を超える金額及び清算所得の百分の八
所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の五・六	所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得の百分の七・五	所得のうち年三百五十万円以下の金額の百分の六

三 不動産取得税に関する事項

住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成十三年六月三十日まで延長することとした。 (新附則第十九条関係)

四 自動車取得税に関する事項

1 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の一一定のものを動力源として用いるもので、かつ、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより自動車排出ガスの抑制に資する一定のものの取得に係る税率は、現行税率から平成十年四月一日から平成十二年二月三十日までの間に取得されるバス、トラックその他の一定のものにあっては百分の二・四を、それ以外のものにあっては百分の二を、それぞれ控除した率とするとした。 (新附則第二十四条第四項関係)

2 平成十一年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率

- は、現行税率から平成十年四月一日から平成十一年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、平成十一年十月一日から平成十二年二月二十九日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それぞれ控除した率とするとした。(新附則第二十四条第八項関係)
- 3 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用のバスに係る非課税率措置の適用期限を平成十二年三月三十一日まで延長することとした。(新附則第二十四条第一項関係)
- 4 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長することとした。(新附則第二十四条第二項及び第五項関係)
- 5 軽油引取税に関する事項
- 税率の特例措置の適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長することとした。(新附則第二十五条関係)
- 6 帳簿又は書類の保存に関する事項
- ゴルフ場利用税及び特別地方消費税に係る帳簿又は書類の保存について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存に代えることができる」ととした。(新第八十九条、第一百六条、第一百六条の二、第一百八条の二関係)
- 7 納税管理人に関する事項
- 納税管理人について、知事の承認を得た場合には、県税事務所の管轄区域以外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするとともに、県税の徴収の確保に支障がないものとして知事が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするとした。(新第二十一条、第二十二条関係)
- 8 その他
- 所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 施行期日等
- この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 一 鳥取空港の着陸料に夜間照明料を統合するとともに、その額を次のとおり改めることとした。(別表第一関係)

区分	金額
一 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額	
(一) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額	
イ 二五トン以下の重量については、一トンごとに一、一〇〇円	
ロ 二五トンを超えて一〇〇トン以下の重量については、一トンごとに一、五〇〇円	
ハ 一〇〇トンを超えて二〇〇トン以下の重量については、一トンごとに一、七〇〇円	
ニ 二〇〇トンを超える重量については、一トンごとに一、八〇〇円	
(二) 国際民間航空条約の附属書十六に定めるところにより測定された離陸測定期と進入測定期における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機については、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準する騒音値)を相加平均して得た値(一EPNデシベル未満の端数があるときは、一EPNデシベルとして計算する)から八三を減じた値に三、四〇〇円を乗じて得た金額	
その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに次に掲げる金額	
(一) 六トン以下の航空機については、当該重量に対し一、〇〇〇円	
(二) 六トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に	

各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

イ 六トン以下の重量については、当該重量に対し七〇〇円
ロ 六トンを超える重量については、一トンごとに五九〇円

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 1 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。
(納税管理人の申告等)

第二十二条 県民税（第四十条に規定する法人等の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、自動車税若しくは鉱区税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者

第八十九条を次のように改める。

（ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の帳簿等の保存義務）

（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなつた場合においては、納税又は納人に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から十日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から十日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、納税義務者等は、当該納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて、あらかじめ規則で定める申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第二十二条第一項を次のように改める。

前条第二項の認定を受けていない納税義務者等で、同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

第五十条第一項第二号中「三百五十万円」を「四百万円」に、「百分の六」を「百分の五・六」に、「百分の八」を「百分の七・五」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の九」を「百分の八・四」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同条第二項中「百分の八」を「百分の七・五」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改める。第五十二条第一号中「第二十一条」を「第二十二条第一項」に、「の申告をしないで」を「を定めないで」に改め、「なる場合」の下に「（同条第二項の認定を受けた場合を除く。）」を加え、「又は当該事務所」を「と当該事務所」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第八十九条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の利用について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）第一百六条第一項において同じ。）

若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）第一百六条第一項において同じ。）を、当該記載又は記録した利用に係る第八十七条の申告納入の期限の翌日から五年間保存しなければならない。

一 利用年月日ごとの料金別利用者数及び利用料金総額

二 利用年月日ごとのゴルフ場利用税額

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第一百六条及び第一百六条の二を次のように改める。

（特別地方消費税に係る特別徴収義務者の帳簿等の保存義務）

第一百六条 特別地方消費税の特別徴収義務者は、その事業に係る遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（以下「遊興等の利用行為」という。）について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（以下「電磁的記録等」という。）を、当該記載又は記録した遊興等の利用行為に係る第九十八条第一項、第二項又は第六項の申告納入の期限（次項において「申告納入期限」という。）の翌日から五年間保存しなければならない。

一 利用年月日ごとの遊興等の利用行為の種類、利用者数及び利用料金

二 前号のうち特別地方消費税の課税対象となる遊興等の利用行為に係る利用年月日ごとの種類、利用者数及び利用料金並びに特別地方消費税額

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 特別地方消費税の特別徴収義務者は、その事業に係る遊興等の利用行為について次に掲げる書類又は電磁的記録等を、当該遊興等の利用行為に係る申告納入期限の翌日から二年間保存しなければならない。

一 請求書等遊興等の利用行為の際に作成される書類又は電磁的記録等で、遊興等の

利用行為の種類、利用年月日、利用者数、利用料金及び特別地方消費税額が記載又是記録されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類又は電磁的記録等

（特別地方消費税を申告納付すべき納税者の帳簿等の保存義務）

第一百六条の二 特別地方消費税を申告納付すべき納税者は、次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録等を、当該記載又は記録した遊興等の利用行為に係る第九十九条の申告納付の期限の翌日から一年間保存しなければならない。

一 利用年月日ごとの遊興等の利用行為の種類、利用者数及び利用料金

二 遊興等の利用行為に要した経費に係る種類ごとの金額

三 経営者の提供した飲食物の品名及び数量並びに当該飲食物の材料の購入価格、購入年月日、買入先の住所及び氏名又は名称

四 前三号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第一百八条の二第一項中「又は書類」を「若しくは書類又は電磁的記録等」に改める。

第一百四十六条第一項中「第一百三十九条の各号に掲げる免税軽油使用者」を「第一百三十九条各号に掲げる軽油の引取りを行う者」に、「施行令第五十六条の七第一項」を「法第七百条の十五第二項」に、「免税軽油使用者証」を「同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）」に改め、後段を削り、同条第二項中「書換」を「書換え」に、「引取」を「引取り」に改める。

第一百四十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第五十六条の九の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

第一百四十七条第三項中「引取」を「引取り」に、「なつ印」を「押印」に改め、同条第四項中「引取」を「引取り」に改め、同条第五項中「引取」を「引取り」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「但書」を「ただし書」に、「引取」を「引取り」に、「なつ印」を「押印」に改める。

附則第五条中「三十四万円」を「三十五万円」に改める。

附則第十八条の二中「百分の八」を「百分の七・五」に改める。

附則第十九条中「平成十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に改める。

附則第二十四条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「附則第三十二条第七項」を「附則第三十二条第八項」に改め、「定めるものの取得」の下に「(第四項の規定のある場合の自動車の取得を除く。)」を加え、「本項」を「この項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「附則第三十条第六項」を「附則第二十二条第七項」に改め、「定めるものの取得」の下に「(第四項の規定のある場合の自動車の取得を除く。)」を加え、「本項」を「この項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「五十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第三十二条第四項の自治省令

で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備

えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十項に

規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第三十二条第四項の自治

省令で定めるもの(以下この項において「特定自動車」という。)の取得に対して課

する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十年四月一日から平成十二年三月三十一

日までの間に行われたとき限り、第一百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、

当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又

は第二項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率を

それぞれ控除した率とする。

一 当該特定自動車がバス、トラックその他の法附則第三十二条第四項第一号の自治省令で定めるものである場合 百分の二・四

二 当該特定自動車が前号に規定するもの以外の特定自動車である場合 百分の二
附則第二十四条に次の一項を加える。

8 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十一年十月一日以降に適用されるべき

ものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第三十二条第九項の政令で定めるものの取得(第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十年四月一日から平成十一年九月三十日まで 百分の一

二 平成十一年十月一日から平成十二年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第二十五条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「一キロリットル」を「一キロリットル」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例第五十条第一項第一号及び第二項並びに附則第十八条の二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

平成10年3月31日 火曜日

第四条 新条例附則第二十四条第四項及び第六項から第八項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対し課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成九年六月鳥取県条例第十八号)の一
部を次のように改正する。

第三十八条の四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十九条中「第一百六条第一項において同じ。」を削る。

附則第三条第三項中「書類」の下に「又はこれらの事項を記録した旧条例第八十九
条に規定する電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム」を加える。

鳥取県當鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県當鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県當鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十
四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(着陸料及び停留料の徴収)」に改め、同条第一項中「離陸」
を削り、「別表第一に定めるところにより着陸料、夜間照明料」を「着陸料」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 前項の着陸料又は停留料の額は、別表第一に定める金額にそれぞれ百分の百五を乗
じて得た金額とする。ただし、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第七条第一項
の規定により消費税を免除することとされる航空機に係るものにあつては、同表に定
める金額とする。

第十六条に次の二項を加える。

3 第一項の着陸料及び停留料は、一月分を取りまとめて、知事が定める納付期限まで
に支払わなければならない。ただし、知事が次に定めるところにより支払うことを指
示したときは、この限りでない。

一 着陸料 着陸直後

二 停留料 停留を終えたとき。

第十八条中「、夜間照明料」を削る。

別表第一の着陸料の項を次のように改める。

一 ターボジェット発動機を装備する航空機につ いては、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる 金額の合計額
(一) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量 をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区 分して順次に各料金率を適用して計算して得 た金額の合計額
イ 二五トン以下の重量については、一トン ごとに一、一〇〇円
ロ 二五トンを超えて一〇〇トン以下の重量に ついては、一トンごとに一、五〇〇円
ハ 一〇〇トンを超えて一〇〇トン以下の重量 については、一トンごとに一、七〇〇円
ニ 一〇〇トンを超える重量については、一 トンごとに一、八〇〇円
（二）国際民間航空条約の附属書十六に定めると

着 陸 料

ら同年十二月三十一日までの間は「九〇〇円」とする。

- ころにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（一EPNデシベル未満の端数があるときは、一EPNデシベルとして計算する。）から八三を減じた値に三、四〇〇円を乗じて得た金額
- 二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額
- (一) 六トン以下の航空機については、当該重量に対し一、〇〇〇円
- (二) 六トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額
- イ 六トン以下の重量については、当該重量に対し七〇〇円
- ロ 六トンを超える重量については、一トンごとに五九〇円

別表第一の夜間照明料の項を削り、同表の停留料の項中「に百分の百五を乗じて得た金額とする。」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 重量一トン未満は、一トンとして計算する。

別表第二の一中「(昭和六十三年法律第百八号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成十一年十二月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第一の規定の適用については、同表の着陸料の項第二号(一)中「一、〇〇〇円」とあるのは、この条例の施行の日から平成十年十二月三十一日までの間は「八〇〇円」と、平成十一年一月一日か